

改正

平成26年5月15日告示第51号

平成27年3月3日告示第8号

平成29年11月1日告示第67号

嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程

(趣旨)

第1条 嘉麻市自治基本条例（平成22年嘉麻市条例第8号。以下「条例」という。）第18条第3項に規定する審議会等の会議及び会議録の公開に関し必要な事項については、他に特別な定めのあるものを除くほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議（以下「会議」という。）は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 審議会等の設置根拠である法令、条例又は規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 嘉麻市情報公開条例（平成18年嘉麻市条例第14号）第7条第2項の規定による非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれている事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等は、前条に定める公開の基準に基づき、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。この場合において、公開する旨の決定をした会議において、会議を非公開とすべき事由が生じたときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 審議会等は、会議の審議内容の一部に非公開とすべき事項がある場合において、審議を容易に分離して行うことができると認めるときは、非公開とすべき事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。
- 3 審議会等は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない

ない。

- 4 会議の非公開の決定は、審議会等の長（審議会等の長に事故あるとき又は審議会等の長が欠けた場合において、その職務を代理する者を含む。以下「審議会等の長等」という。）が当該会議に諮って行うものとする。この場合において、必要に応じ、次回以降の会議の非公開の決定について諮ることができる。

（審議会等の長等による会議開催前の非公開予定判断）

第5条 審議会等の長等は、次条に規定する事前公表の際、審議の対象となる情報が非公開情報に該当すると判断した場合は、当該会議の一部又は全部が非公開となる公算があることを付加して事前公表しなければならない。この場合において、審議会等の長等とともに事故あるとき又は審議会等の長等がともに欠けたときは、執行機関の長が当該判断をするものとする。

（会議開催の事前公表）

第6条 審議会等の長等（審議会等の長等とともに事故あるとき又は審議会等の長等がともに欠けたときは、執行機関の長）は、会議が開催される場合は、市の広報紙、ホームページその他の広報媒体により、あらかじめ、次に掲げる事項について決定し、公表しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- （1） 審議会等の名称
- （2） 開催日時
- （3） 開催場所
- （4） 議題
- （5） 公開、非公開（予定）又は一部非公開（予定）の別（括弧内は前条の規定による場合に付加する文言とする。）
- （6） 公開であっても、当日の会議において、非公開又は一部非公開となることがあることの明示
- （7） 非公開（予定）又は一部非公開（予定）の場合にあっては、その理由
- （8） 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員及び傍聴の手続
- （9） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（会議の傍聴）

第7条 会議の公開は、傍聴によりこれを行う。

- 2 会議の公開に当たっては、会議を行う会場（以下「会議場」という。）に傍聴席を設けなければならない。

- 3 傍聴人は、先着順により決定するものとする。ただし、傍聴を希望する者が第2項の定員を超えることが明らかであるときは、事前の申込み、抽選等により行うことができる。
- 4 傍聴人は、所定の場所において、自己の住所、氏名その他必要な事項を受付簿に記入のうえ、傍聴しなければならない。
- 5 傍聴人は、傍聴に際しては、審議会等の長等の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守し、静穏にしなければならない。
 - (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場において、発言をしないこと。
 - (3) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長等が特に認めたときは、この限りでない。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。(会議資料の閲覧)

第8条 審議会等の長等は、会議を公開するときは、当該会議に提出する会議資料を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

2 前項の会議資料に非公開情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除くものとする。

(会議録の作成)

第9条 審議会等の長等は、会議が公開又は非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 公開、非公開又は一部非公開の別
- (5) 非公開又は一部非公開の場合にあつては、その理由
- (6) 出席者
- (7) 傍聴人数（会議を公開した場合に限る。）
- (8) 議題及び審議の内容
- (9) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の長等が必要と認める事項

2 前項第8号に規定する審議の内容については、特に詳細な記録が必要である場合を除き、要点

筆記によるものとする。

- 3 会議録は、その内容について、委員のうちから審議会等の長等が指定する者の確認を得なければならない。

(会議録等の公開)

第10条 審議会等の長等は、会議（公開された場合に限る。）の開催日からおおむね1月以内に、当該会議に係る会議録の写し及び会議資料（以下「会議録等」という。）を次に掲げる方法により公表するものとする。この場合において、会議録等に非公開情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除くものとする。

- (1) 嘉麻市情報コーナー設置規程（平成25年嘉麻市告示第36号）に規定する情報コーナーでの閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他市長が指定する場所での閲覧

- 2 前項の規定による公表の期間は、公表の日から当該会議の開催日の属する年度の翌年度の3月31日までの間とする。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、会議及び会議録の公開に関する運用状況について、市の広報紙及びホームページにより毎年度公表しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年12月28日から施行する。

附 則（平成26年5月15日告示第51号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月3日告示第8号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日告示第67号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前にした改正前の嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程の規

定による行為は、改正後の嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程によるものとみなす。